

平成 30 年 7 月 9 日

各位

株式会社 大正銀行

「平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨にかかる災害」により  
被害にあわれたお客さまへの預金払い戻し等の対応について

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨にかかる災害により被害にあわれた皆さまに、心からお見舞いを申し上げます。

当行では、平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨にかかる災害による被害により災害救助法が適用された地域の被災者の皆さまに、状況に応じて以下の対応をしますので、窓口までご遠慮なくご相談ください。

<被災者の皆さまへの対応>

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、預金者であることが確認できれば、ご預金を払戻します。
2. お届けの印鑑を紛失した場合は、拇印にて対応します。
3. ご事情を確認のうえ、定期預金等の期限前払戻し(中途解約)並びに定期預金を担保とする貸付けにも応じます。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立てができるように努めます。
5. 災害時における手形の不渡り処分についても、ご事情を考慮のうえ、対応します。
6. 損傷した紙幣や貨幣の引換えについてのご相談に応じます。
7. 国債を紛失した場合のご相談に応じます。
8. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、審査手続きの簡便化、貸し出しの迅速化、貸出金の返済猶予等、災害被害者の皆さまの便宜を考慮して対応します。
9. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続きや、同ガイドラインの利用にかかるご相談に適切に応じます。
10. 罹災証明書のご提示をお願いするお取扱いについても、市町村における罹災証明書の交付が遅延している場合には、対応を検討させていただきますのでご相談ください。

以上

<本件に対するお問合せ先>

株式会社 大正銀行 企画部

電話 06-6205-8437

(受付時間 9:00~17:00)

平成 30 年 7 月 9 日

各 位

「平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨」により被害にあわれたお客さまへの  
緊急特別融資の取扱開始について

このたびの「平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨」により被害にあわれた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

トモニホールディングスグループの徳島銀行（本店：徳島県徳島市、頭取：吉岡宏美）、香川銀行（本店：香川県高松市、頭取：本田典孝）及び大正銀行（本店：大阪府中央区、頭取：吉田雅昭）では、今回被害にあわれたお客さまの災害復旧に係る資金需要にお応えすべく、下記のとおり緊急特別融資の取扱いを開始したことをお知らせいたします。

記

1. 緊急特別融資の取扱いについて

種 別	事業資金
対 象 者	「平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨」により、被害にあわれた法人及び個人事業主の方
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	100 百万円以内
融資利率	徳島銀行、香川銀行及び大正銀行の所定の利率
融資期間	10 年以内（据置期間 1 年を含む）
取扱期間	平成 30 年 7 月 9 日（月）～平成 30 年 12 月 28 日（金）
取 扱 店	徳島銀行、香川銀行及び大正銀行の本支店

※銀行ごとにご融資条件等が異なるため、詳細は各銀行にお問合せください。

2. 相談窓口の設置について

ご融資以外のご相談も承ります。徳島銀行、香川銀行及び大正銀行の本支店にお気軽にお問合せください。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社徳島銀行	企画部	TEL：088-656-1118
株式会社香川銀行	総合企画部	TEL：087-812-5132
株式会社大正銀行	企画部	TEL：06-6205-8437